

目次

解説	凡例
世間子息氣質序	五
卷一	四
一 女郎の虚言につき廻る大臣形氣	六
二 末子が智慧は上々箱入の銀持形氣	六
三 欲ゆへに禍は身に引掛る虎落形氣	七

卷五
 一 姥にやかれて火にくばる大名形氣 101
 二 木賊売は心を磨正直な百姓形氣 111
 三 効当は清太刀親の家を銷走る寺形氣 111
 四

三 取付世帯は表向を張てゐる太鞦形氣 一九
二 遊興に草臥て養生に引込隠者形氣 一〇七

卷一二 離愁の財を盡して、葛官廻客を棄じ、会計の三日福人になる世梓が身の上知ぬ占形氣……三
元

二
一 異見はきかぬ薬心をなをざぬ医者形気 元
内正はしうねが仏有難ハ出家形氣 表
第三
引

三 大力は身の疵身躰投た相撲取形氣…………哭 大東もおもと申泡露本(秀豊本)を笑ひ見る。心丁子音氣優しくて

卷三
東京大學校歌の原本を記す。此は五音譜式歌である。

二 一世間の人に鼻毛をよまるゝ歌人の形氣 五五
正直な親父を一呑こする上戸形氣 六一

三 勘略は世帯薬きゝ過た始末形氣 ・・・・・・七

「世間子息氣質」の作者江島其磧（寛文六年・一六六六——享保二〇年・一七三五）は、井原西鶴歿きあとの浮世草子作家として、大いに活躍した代表作家の一人である。其磧は、野間光辰氏の研究（「江島其磧とその一族」国語国文 昭和30・11）に拠れば、本名村瀬庄左衛門、幼名権之丞。家業は代々京都誓願寺前の通称大从餅屋であって、庄左衛門というのには四代目庄左衛門であった。つまり本業は餅屋であつたけれども、其磧はあまり商売に熱心ではなかつたらしく、青年期には歌舞伎や小説に耽り、元禄十二年（一六九九）三十三歳のとき八文字屋という本屋から「役者口三味線」という歌舞伎評判記を匿名で出版した程である。これがきっかけで、その二年後の元禄十四年（一七〇二）、今度は西鶴の「好色一代男」や遊女評判記を模した浮世草子「傾城色三味線」を、やはり匿名で八文字屋から出版し、これが大変好評であった。いわゆる浮世草子の三味線物の流行の基になつたものである。彼はその後、つぎつぎに八文字屋から浮世草子を発刊し、宝永三年（一七〇六）「風流曲三味線」、宝永六年（一七〇九）「遊女懷中洗濯」、宝永七年（一七一〇）「野白内証鑑」「傾城伝受紙子」、正徳一年（一七一一）「傾城禁短氣」というふうであった。

ところが、以上の作品はすべて江島其磧の名を隠し、出版者の八文字屋八左衛門（自笑）の名で出版したものだったが、宝永七年のころから其磧は八文字屋から独立して江島屋という本屋をはじめ、同年に「寛闊役者片氣」といった本を出した模様である。そして正徳二年（一七一二）の「野傾旅葛籠」で、はじめて「色三味線」「曲三味線」「禁短氣」は自分の作であると告白し、八文字屋と手を切る姿勢を見せた。その理由は何か。その理由はよく分らないけれども、長谷川強氏の「浮世草子の研究」には、その間の事情が精細に調査されている。その後、足かけ十年ほどして八文字屋と其磧は和解し、両者連名の本が出てくるようになるのだが、実はこの独立した十年間に出版された作品の一つが「世間子息氣質」であつたのである。

太刀親家の家を鞠走る侍形氣」から、いよいよ息子の奇行の数々が描かれるが、この話のように結果が良い場合もあるけれども、卷一の一「異見はきかぬ薬心を直さぬ医者氣質」のように結果の悪い場合もある。大体が親の甘いのを見すかして、勝手なまねをする息子の愚行がつぎつぎと描かれるのである。文章も西鶴の文章に較べて解りやすく、また前述のように西鶴の暗さが無く明るいので、大衆的な小説として歓迎されたのである。

戸氣質、大阪氣質という場合は、江戸っ子に通じる型、浪花っ子に通じる型を指す。それと同じように子息氣質という場合は、むすこという集團に通じる型であつて、必ずしも一人一人の性癖を問題にしたものではない。だから、つぎつぎに息子たちの奇行愚行が描かれたとしても、それは一人一人の變った所行というのではなくて、息子という「甘つたれ」に通じる型であるというのが、其磧の意図であつたと思われる。その点、大いに模倣した作とはいえ、先行の「本朝二十不孝」と異なる意図があつたといえる。そして、その点がまた読者に受け入れられた理由なのである。はつきり言えば、読後に、「息子というものはこういうものだ」という印象を与えるべきのであって、そこに型の文学のおもしろさ新しさがあると思う。西鶴以後の一つの発明であつた。

江島其磧は、「世間子息氣質」以後も多くの浮世草子を書いた。享保四年（一七一九）八文字屋と和解し、両者連名の本を出すようになつたが、時代の圧力もあって歌舞伎や淨瑠璃の小説化といった方向に進み、趣向が目立つ作品が多くなつた。しかし、「浮世親仁形氣」「世間手代氣質」のような氣質物も書いて、氣質物の其磧の名は残つてゆくのである。

享保二十年（一七三五）六月一日、其磧は数え年七十歳で歿した。

人生れて八歳より小学に入、十有五にして大学にいたる、いにし
の法なり、今時の子共を見るに、八歳にて烟筒をくはへ、十有五
して死一倍をかつて傾城を請出す魂膽、是人たるものゝ道とおも

五 ふしだらに。「人、不順法度。如生馬，放埒也」（書言字考）。

六 「平城の袖鑑に、能衆・分限者・銀持とて、是に三つのわから有。一中略、金持といふは、近代の仕合、米のあかりを請、万の買置又は銀借、自身に帳面も改まるなるべし。十貫あればて、是等を歴々の中に入てまじる事なし」（二代男、卷六の四）。同じ富裕者でも、嚴密には前二者と区別された。また上方は銀本位ゆえこう表記する。

七 身振り、態度。「上行下倣、謂之風。衆心安定謂之俗」（書言字考）。

八 「子曰、過而不改、是謂過矣」（論語、衛靈公）をもじるか。遺産を遣い果たし。

三 「若子さま」ともてはやされて我儘にそだち、むしやうに高ぶとまつて、をのが家業に心をよせるは「至らぬかな」といやしめ、諸芸色遊びにかゝつて放埒に身を持を、「銀持の風俗はかくこそ」と思ひ込んで、自非をあらたむる心はなくて分際ふ相応の奢遊に親の譲り銀を皆になし、きのふ迄は大臣と呼し男、けふは大駁の鍛立坊となつて、老て辛勞する人あまたなり、財界の豊富なる者に歸づる。是皆幼少より父子の礼儀たがひ、親は子に孝行をつくし、身の脂